

役員報酬支給規程

社会福祉法人湯田川保育会

役員報酬支給規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人湯田川保育会役員の報酬の支給に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(役員報酬)

第2条 次の役員に報酬を支給することができる。

- | | | |
|---------|----|---------|
| (1) 理事長 | 年額 | 10,000円 |
| (2) 理事 | 年額 | 5,000円 |
| (3) 監事 | 年額 | 5,000円 |
| (4) 評議員 | 年額 | 5,000円 |

(報酬の支払い)

第3条 役員のそれぞれの報酬金額は評議員会において決定する。

- 2 この規程に基づく報酬は、現金で支払わなければならない。
- 3 いかなる報酬も規程に基づかない役員に対して支払い又は支給してはならない。
- 4 役員で施設の職員を兼ね、その施設より給与を受ける者については、報酬を支給しない。

(報酬支給の方法)

第4条 第2条の規程による役員報酬の支給については、毎年年度末理事長が支給する。

附 則

- 1 この規程は、昭和63年10月21日より施行する。
- 2 第2条、3条、4条の規程は、平成19年4月1日から施行する。
- 3 この規程は、平成19年9月28日一部改正する。
- 4 この規程は、平成29年6月14日一部改正する。